（平成21年6月10日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

１．今回のあっせん等の概要

（１）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　　10 件

国民年金関係　　4 件

厚生年金関係　　6 件

（２）年金記録の訂正を不要と判断したもの　　25 件

国民年金関係　　11 件

厚生年金関係　　14 件

北海道国民年金　事案 1048

第１　委員会の結論

申立人の昭和 43 年９月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 12 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 43 年９月

昭和 43 年９月、Ａ町役場へ行き、将来を考えて国民年金の任意加入手続を行い、同時に、同年９月分の保険料を納付した。

ねんきん特別便が届いてから国民年金手帳を確認したところ、昭和 43 年９月分の検認印が押されず、同年 10 月から 44 年３月までの検認印が 43 年 12 月 31 日の日付で押されていることに気が付いた。私は、12 月 31 日には役場へ行っていないので、役場がいい加減な日付を押したのだと思う。

申立期間の保険料は、適切な事務処理が行われていなかったため、納付済みとなっていないのだと思うので、記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間は１か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は、昭和 43 年９月に国民年金の任意加入手続を行った直後の期間であり、本来、加入しない限り保険料納付義務が無い任意加入者が、加入手続を行いながら、同時に保険料納付を行わなかったものとは考え難い。

さらに、当時、申立人の夫はＢ共済組合加入者であったが、申立人は国民年金に任意加入している上、申立人は、61 歳から再度、国民年金に任意加入し、加入期間４年間のうち、平成 11 年から 13 年までの３年間は、国民年金保険料をいずれも前納で納付するなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金　事案 1049

第１　委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 17 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 60 年 10 月から 61 年３月まで

市役所等から催告等の連絡も無く、６か月も納付期間が抜けていることは年金を受給するまで知らなかった。申立期間について未納であることの連絡が無かったのは、申立期間当時に申立期間の保険料が納付されていることが確認されていたためであると思う。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できないので、納付の事実を証明する資料等は無いが、納付の事実を認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 10 月 11 日に国民年金任意加入手続を行って以降、申立期間以外の保険料はすべて納付している上、申立期間は６か月間と短期間である。

また、社会保険庁が保管する保険料納付記録により納付年月日が確認できる申立期間直前の６か月の保険料については納期限内に納付している。

さらに、申立人は当該申立期間よりも前からパート収入を得ていたほか、その夫は公務員として安定した収入があったと認められ、生活状況に大きな変化は認められず、申立期間のみが未納と記録されていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金　事案 1050

第１　委員会の結論

申立人の昭和 46 年９月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 22 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 46 年９月

私の国民年金の加入手続は父親が行い、国民年金保険料も父親が納付してくれていた。

結婚した時、父親から国民年金手帳を渡され、その時、結婚する前に勤めていた会社の厚生年金保険料と国民年金保険料が重複して納付している期間のあることが分かった。

その後、夫の友人であるＡ町（現在は、Ｂ町）職員から国民年金の再加入を勧められた時、夫が、重複納付期間は将来の年金受給額にそのまま反映されるのか聴いたところ、重複納付したからといって反映されることは無いとの返事だったので、夫は、重複分のいずれかを払い戻してくれたら、そのお金で加入手続をして保険料を納付すると言ってくれ、結局、重複期間の国民年金保険料を還付してくれることになり、国民年金に再加入することになった。

後日、夫と二人で同町役場に行き、昭和 46 年度は年金保険料の納付済期間がうまくつながるよう頼んで手続したことを覚えているのに、申立期間の１か月分が空白（未加入期間）であることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）により、申立人の国民年金保険料は昭和 42 年８月から 49 年３月まで納付済みとされていることが確認できる。

一方、申立人が上記期間中の昭和 43 年 10 月１日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46 年９月 11 日に資格喪失したことが判明したが、社会保険庁において、申立人は同年 10 月から国民年金に加入したとの記録訂正がされたため、申立期間は未加入期間となり、43 年 10 月から 46 年９月までの国民年金保険料が 49 年５月 28 日に還付されている。しかし、記録訂正後において、46

年 10 月に国民年金の資格取得とすべき要因は無いことから、厚生年金保険の資格を喪失した 46 年 9 月 11 日に国民年金に加入し、申立期間を国民年金の納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金　事案 1051

第１　委員会の結論

申立人の昭和 49 年５月から 52 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 24 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 49 年５月から 52 年 12 月まで

昭和 49 年５月、夫がＡ市Ｂ区役所において、婚姻届出を行った時に私の国民年金の任意加入の手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、私又は夫が納付しており、私が自分で納付した時は、自宅近くのＣ銀行（現在は、Ｄ銀行）Ｅ支店において納付しており、夫が納付した時は、夫の勤務先近くの同行支店において納付していた。

社会保険事務所に国民年金の加入状況について照会したところ、国民年金の加入時期が、結婚した昭和 49 年５月ではなく、53 年１月となっており、申立期間について、国民年金に加入していないとの回答であった。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、国民年金保険料の未納が無い上、保険料の納付時期が確認できる期間については、保険料を前納しており、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、国民年金の加入について、その叔母から申立人の母を通じ、結婚したら国民年金に加入するよう強く勧められたため、その夫が、昭和 49 年５月に婚姻届出を行う際に国民年金の任意加入の手続を行ったとしており、国民年金に加入した経緯及び時期について、記憶が明確である。

さらに、申立人の叔母は、申立人の母に対し、申立人が結婚と同時に国民年金に任意加入するよう何度も助言した記憶があると証言しており、申立人の主張と一致する。

加えて、申立人と同じく、その叔母から国民年金の加入を勧められたとする

申立人の姉は、結婚と同時に国民年金に任意加入しており、申立人の主張に不自然さはみられない。

　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金　事案 951

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社（現在は、Ｂ社）における資格取得日に係る記録を昭和 43 年６月７日、資格喪失日に係る記録を同年９月１日とし、申立期間の標準報酬月額を４万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和９年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 43 年６月７日から同年９月１日まで

Ａ社の職員として、昭和 40 年４月１日から平成６年４月 30 日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

申立期間は、Ａ社Ｃ工場の操業準備のため、同社Ｄ工場から転勤した期間であるが、同社の職員として継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出されたＥ厚生年金基金が作成したことが確認できる「年金・一時金計算書」の写し、事業主の供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、Ａ社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によると、Ａ社Ｃ工場は、昭和 43 年９月１日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

しかしながら、事業主は「Ａ社Ｃ工場が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、同社Ｃ工場に勤務する職員については、本社で厚生年金保険に加入させていた。申立人は、申立期間においても当社の職員として継続して勤務していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかった

とは考え難い。」と供述している。
　また、申立人が名前を挙げた同僚９人に照会し、４人から回答が得られたところ、このうち３人が「Ａ社Ｃ工場が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、本社で同保険に加入していた。」と供述していること、及び社会保険事務所の記録により、前述の同僚９人を含む 35 人のうち 32 人が、Ａ社Ｄ工場に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から、同社Ｃ工場が厚生年金保険の適用事業所となった日である昭和 43 年９月１日までの期間においては、同社本社で厚生年金保険に加入していることが確認できることを併せて判断すると、申立期間について、申立人に係る厚生年金保険の加入記録が無いのは不自然である。
　これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
　また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社Ｄ工場における昭和 43 年５月の社会保険事務所の記録及び同社Ｃ工場における同年９月の社会保険事務所の記録から、４万 2,000 円とすることが妥当である。
　なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に係るＡ社本社の被保険者名簿において被保険者整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金　事案952

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年７月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における資格取得日に係る記録を昭和43年７月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を３万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和19年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和43年５月から同年12月10日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、Ａ社は昭和43年12月10日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間について、厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を得た。

昭和43年５月にＡ社に入社し、54年４月まで勤務していた。

厚生年金保険料が給与から控除されたことが確認できる給料支払明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間における給料支払明細書及び同僚の供述により、申立人はＡ社に勤務し、申立期間のうち、昭和43年７月から同年11月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、Ａ社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は適用業種の事業所であり、申立人の供述内容、複数の同僚の供述及び当該事業所の商業登記簿謄本により、当該事業所の法人設立時の昭和43年７月17日において５人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 43 年５月及び同年６月については、申立人から提出された給料支払明細書において、当該月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるものの、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件である５人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できない上、任意で適用事業所となった形跡もないことから認めることはできない。

また、昭和 43 年７月から同年 11 月までの標準報酬月額については、申立人が保管する同年７月から同年 11 月分までの給料支払明細書における厚生年金保険料の控除額及び申立人に係るＡ社における同年 12 月の社会保険事務所の記録から、３万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が昭和 60 年 10 月１日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから確認できないが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の 43 年７月から同年 11 月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金　事案953

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における資格喪失日に係る記録を昭和39年４月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和16年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和38年10月１日から39年４月１日まで

昭和38年４月にＡ社に採用され、３か月の見習期間を経て同年７月に正職員となり、39年３月末までＢ職として継続して勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等は無いが、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述、及び事業主による「Ｂ職従事者は、特に問題が無い限り年度末まで退職することは無く、また、申立人にはそのような問題は無かった。」との供述から判断すると、申立人は、昭和38年７月１日にＡ社で正職員となって以降、勤務形態及び業務内容等に変更は無く、39年３月31日に退職するまで継続して勤務していたものと推認することができる。

また、社会保険事務所の記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年７月１日から当該事業所の職員がＣ共済組合に加入したことに伴って適用事業所に該当しなくなる39年４月１日までの期間において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるすべての者10人のうち８人は、いずれも、当該事業所が同保険の適用事業所に該当しな

くなる日まで同保険の加入記録が確認できるとともに、当該事業所が同保険の適用事業所に該当しなくなる以前に被保険者資格を喪失した二人のうち、生存及び所在が確認された一人に照会したところ、「自分は結婚のため当該時点で退職した。」との供述が得られた。

さらに、上述の８人のうち、生存及び所在が確認された５人に照会したところ、このうち、複数の同僚の供述により、当時、当該事業所において社会保険事務担当者であったことが判明した一人は、「退職する以前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させるような取扱いは無かった。」と供述している上、勤務していた期間について供述のあった４人のうち二人は、自身が記憶する退職日と社会保険事務所の記録により確認できる厚生年金保険被保険者資格の喪失日が一致しているほか、他の二人は、Ｃ共済組合の組合員記録により、当該事業所が同保険の適用事業所に該当しなくなった日に同共済組合員資格を取得したことが確認できることから、当該事業所において、退職日以前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和38年９月の社会保険事務所の記録及び申立人とほぼ同年齢で同じ業務に従事していた同僚の39年３月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したとしているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金　事案 954

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社(現在は、Ｂ社) における資格喪失日に係る記録を昭和 57 年６月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 13 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 57 年５月 31 日から同年６月１日まで

昭和 57 年６月１日付けで、Ａ社から系列会社であるＣ社に異動したが、社会保険庁の記録によれば、57 年５月については厚生年金保険に未加入となっている。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｂ社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がＡ社に継続して勤務し（昭和 57 年６月１日にＡ社から系列会社であるＣ社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社における昭和 57 年４月の社会保険事務所の記録から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保管する申立人の「移籍・出向社員に係る引継書」において「社会保険資格喪失手続５月 31 日付」との記載が確認できる上、事業主が資格喪失日を昭和 57 年６月１日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年５月 31 日と

誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年５月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金　事案955

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社(現在は、Ａ社Ｂ工場）における資格喪失日に係る記録を昭和38年９月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を37年５月から同年９月までは２万4,000円、同年10月から38年８月までは３万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　大正14年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和37年５月16日から38年９月26日まで

昭和29年７月にＡ社に入社後、55年６月に退職するまで同社に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間は、同社Ｃ工場の建設準備のため同社Ｄ営業所からＥ県に赴任し、Ｆ業務に従事していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる（昭和37年５月１日にＡ社Ｄ営業所から同社Ｃ工場に異動)。

また、申立人及び複数の同僚に係る社会保険事務所の記録により、当時、Ａ社では、同社Ｄ営業所に勤務する者については、同社本社で厚生年金保険に加入させていたことが確認できるところ、社会保険事務所が保管する申立人の同社本社に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が昭和37年５月16日に同保険被保険者資格を喪失したことが確認できるものの、同原票にはその処理日と考えられる39年11月４日の押印があり、これは同資格喪失日から２年半経過した時点となっている。さらに、同原票においては、37年10月及び

38 年 10 月からの標準報酬月額の定時決定が行われ、後にそれが抹消された記録が確認できるが、この定時決定は、当時は８月１日現在の被保険者について行われていたことから、37 年５月 16 日の資格喪失記録を前提とすると、当該記録には不合理な点が認められる。

一方、当該事業所が保管する人事記録によれば、昭和 37 年５月 16 日は異動日とは別の「赴任日」であったことをうかがわせる記載が確認でき、この赴任日は、社会保険事務所では知り得ない日付であることから、同日の資格喪失処理が社会保険事務所の一存で行われたものとは考え難い上、社会保険事務所の記録によると、申立人が、申立期間に係る資格喪失日の２年２か月後の 39 年７月１日にＡ社Ｃ工場で被保険者資格を喪失し、同日に再び同社本社で同資格を取得したことが確認できることを踏まえると、当時、事業主が申立期間に係る資格喪失の届出を何らかの理由により適時に行わなかったところ、申立人が同社本社で再度被保険者資格を取得する旨の届出が行われた際に社会保険事務所による確認が行われた結果、事業主は、申立期間に係る資格喪失年月日を、人事記録に記載された赴任日に基づき、37 年５月 16 日としてさかのぼって届け出たものと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、人事記録において確認できるＡ社Ｄ営業所から同社Ｃ工場への異動日は昭和 37 年５月１日であるが、社会保険事務所の記録によると、同社Ｃ工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年 11 月 18 日であることが確認でき、申立期間当初は適用事業所に該当していない。しかし、申立人の供述、及び申立期間当時、同社本社のＧ職であった者の供述により申立人と同様に同社Ｄ営業所から同社Ｃ工場に異動したことが判明した同僚二人は、いずれも、38 年９月 26 日に同社本社で同保険被保険者資格を喪失し、同日に同社Ｃ工場で同資格を取得していることが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、同社Ｃ工場建設のため同社Ｄ営業所から赴任した者については、同日まで同社本社で同保険の被保険者とする取扱いがあったものと考えられることから、申立人の同社本社における資格喪失日も同日とすることが妥当である。

また、申立期間のうち昭和 37 年５月から同年９月までの期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社における同年４月の社会保険事務所の記録から２万 4,000 円、同年 10 月から 38 年８月までの期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票において取り消されている 37 年 10 月の標準報酬月額定時決定の記録から３万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人に係る申

立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失届が昭和39年11月4日に提出され、その結果、申立人に係る37年10月の標準報酬月額定時決定の記録が取り消されていることから、仮に、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を一度社会保険事務所に納付していたとしても、さかのぼって同資格喪失届が提出された結果、当該期間に係る保険料は事業主に還付されているか、又はその後に納付されるべき保険料に充当されているものと考えられ、その結果、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金　事案956

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における資格取得日に係る記録を昭和42年８月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年８月及び同年９月は３万9,000円、同年10月から同年12月までは６万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和13年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和42年８月20日から43年１月10日まで

昭和41年６月に、前職の同僚３人とＡ社を設立し、設立時から役員となっていた。

前職の同僚３人は、当該事業所の設立と同時か又は設立後間もなく、当該事業所の勤務を開始したが、私は、前職の業務の引き継ぎの関係から、同僚３人よりも遅れて、昭和42年８月19日に前職を退職し、一日も休むことなく当該事業所での勤務を開始した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が勤務開始日の昭和42年８月20日ではなく、それから約５か月後の43年１月10日となっていた。

給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年６月に、前職の同僚３人とＡ社を設立し、前職の同僚３人のうち、二人は当該事業所の設立と同時に前職を退職し、当該事業所の勤務を開始しており、また、ほか同僚一人も設立後間もなく、前職を退職し、当該事業所の勤務を開始したが、申立人は、前職の事業所においてＢ職を務めており、後任者が決まらなかったため、設立時の同僚３人よりも遅れて、42年８月19日に前職を退職し、引き続き当該事業所に勤務したとしている。この

ことについて、当該事業所の商業法人登記簿謄本から、申立人が当該事業所が設立された昭和 41 年６月から取締役に就任していることが確認できる上、申立人の前職の事業所では、申立人が 42 年７月末まで当該事業所のＢ職を務め、同年８月１日付けで後任者がＢ職に就任しているとしているほか、社会保険事務所の記録から、申立人が 42 年８月 20 日に前職の事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。これらの状況及び同僚の供述内容から判断すると、申立人が、申立期間に当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所を設立した当時の取締役の弟であり、後に当該事業所の取締役となった同僚からは、「申立人は、兄と同じく設立時からの取締役であり、当該事業所を設立する前は、兄と同じＣ社に勤務しており、同社を退職すると同時に当該事業所の取締役兼Ｄ職として勤務した。このため、申立期間について、臨時職員又は試用期間であったとは考え難く、当該事業所の勤務開始と同時に厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたと思う。」との供述があった。

さらに、先の同僚とは別の同僚からも、「申立人は、入社当初から、取締役兼Ｄ職の肩書で幹部として勤務していた。当該事業所では、臨時職員については、厚生年金保険に加入させていなかったが、これら臨時職員も正社員になった場合は、正社員になると同時に厚生年金保険に加入させていた。申立人の場合、取締役兼Ｄ職として入社していることから、入社当初から厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたと思う。」との供述があった。

加えて、当該事業所の設立時の取締役５人のうち、申立人を除いた取締役 ４人は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 42 年１月１日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。また、社会保険事務所の記録から、申立期間及びその前後の期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚６人について、本人が記憶している当該事業所に採用された時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得日の関係をみると、うち同僚二人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となると同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、残り４人の同僚は、臨時職員から正社員になると同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

このことから、当該事業所では、取締役及び正社員については、入社と同時に全員、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと考えられ、これは、先の同僚らの供述と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、Ａ社において同じ業務に従事していた同年齢の取締役の記録から判断すると、昭和 42 年８月及び同年９月は３万 9,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは６万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が昭和 58 年 12 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は病気療養中のため確認できないことから不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

北海道国民年金　事案 1052

第１　委員会の結論

申立人の昭和 36 年４月から 40 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　大正 13 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 36 年４月から 40 年 12 月まで

昭和 36 年春、Ａ市Ｂ地区において夫婦でＣ店を始めたころ、同市の職員が来て国民年金の加入を勧めたので、加入した。保険料は、その職員が収納に来ていた。40 年末に店を畳み、同市Ｄ地区に転居した後も、引き続き国民年金保険料を納付していた。申立期間については保険料を納付しており、未納とされていることは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の記憶も定かでなく、その夫も既に死亡しており、国民年金保険料の納付について、具体的な状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 10 月ごろ払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、Ａ市の国民年金保険料の集金人の存在は確認できるものの、当時、申立人が居住していた地区を集金人が担当していたかどうかは不明である。

加えて、申立人は、申立期間については夫婦一緒に納付したと主張しているが、その夫の納付記録も、当該期間は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金　事案 1053

第１　委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 59 年５月までの期間及び 59 年 11 月から 61 年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 21 年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 57 年 12 月から 59 年５月まで
②　昭和 59 年 11 月から 61 年３月まで

毎月 20 日ごろ、Ａ信用組合（現在は、Ｂ信用組合）本店営業部の職員が積立金の集金に来ていた。その際、国民年金保険料も併せて納付していた。集金で納付していたのに、未納とされていることは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、Ｃ市保管の国民年金被保険者名簿兼検認カードによると、申立人は昭和 44 年９月 16 日に任意加入し、57 年 12 月 28 日に資格喪失手続をＣ市で行った形跡が確認でき、57 年 12 月検印欄に「支払不要」印が押されている上、申立人所持の国民年金手帳にも同日に任意加入被保険者の資格を喪失したことが記録されていることから、申立期間①は未加入期間であり、保険料の納付ができない期間である。

さらに、申立期間②について、申立人は厚生年金保険の資格喪失後に国民年金の加入手続を行った記憶は無いと述べていることから、申立期間①と同じく未加入期間となり、保険料の納付ができない期間である。

加えて、申立期間当時、集金に来ていたとするＡ信用組合の証言は得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金　事案 1054

第１　委員会の結論

申立人の昭和 36 年４月から 38 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 10 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 36 年４月から 38 年３月まで

最初の国民年金への加入手続は、昭和 35 年 11 月ごろＡ市Ｂ出張所から職員が二人自宅に勧誘に来て行った。

昭和 36 年４月ごろ 60 歳前後の小柄な女性が集金に来て、その時、集金人から国民年金手帳を交付されたが、その手帳は現在持っていない。

国民年金の１か月の保険料については、最初は 100 円ぐらい納付していたが、数年後には 150 円に変更となり、３か月ごとに納付していたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第３　委員会の判断理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 36 年４月ごろからＡ市の職員と思われる女性が保険料の集金に来ていたと供述しているが、Ａ市では、集金人に相当する国民年金推進員制度を導入し、保険料の検認業務等を開始した時期は、38 年 10 月７日であることから、申立内容には不自然な点がみられる。

さらに、申立人の申立期間に係る保険料の負担額及びその納付方法等についての記憶は、実際の行政側の取扱いとは矛盾する点が見受けられる。

加えて、申立人は、申立期間当時、申立人の住宅の裏に住んでいた知人も同様に集金人に保険料を払っていたとしているが、その知人に照会した結果、「自分自身の保険料についても、市役所で納付したのか集金人に払っていたのか記憶に無い。」と回答している。

　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金　事案1055

第１　委員会の結論

申立人の昭和52年11月から54年10月までの期間及び54年11月から58年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和12年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　① 昭和52年11月から54年10月まで

② 昭和54年11月から58年３月まで

昭和54年11月にＡ市Ｂ区役所かＣ社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った時に、係員から保険料を２年分遡(さかのぼ)って納付できると聞き、52年11月から54年10月までの２年分をまとめて納付し、54年11月以降の保険料については、お金に余裕のある時に３か月分か６か月分ずつ納付してきた。申立期間の保険料が未納になっていることは納得できないので、保険料の納付事実を認めてほしい。

第３　委員会の判断理由

申立人が昭和54年11月に２年分をまとめて納付したと主張している金額20数万円と、実際に２年分の保険料を納付するために必要な金額約６万7,000円とは大きく相違している上、申立人は保険料の納付方法及び納付場所等の記憶が曖昧(あいまい)であり、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は「昭和54年11月に、加入手続をＡ市Ｂ区役所かＣ社会保険事務所で行った。」としているが、Ｃ社会保険事務所の開設時期は昭和59年４月であり、申立人の供述内容と一致しない。

さらに、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、当該番号の周辺被保険者状況調査結果により、昭和60年４月から同年６月ごろまでに払い出されたものと推認でき、申立人の国民年金加入手続はそのころに行われものと認められることから、当該年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日（昭和54年11月１日）」は、申立人の国民年金加入手続が

行われた時点において確認できた、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を国民年金強制被保険者資格取得年月日として、同加入手続時点から遡（さかのぼ）って記録されたものと認められる。

加えて、当該国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は既に時効により納付できない期間である上、申立人は申立期間のすべてを遡（さかのぼ）って納付したという記憶が無いほか、申立人に対して申立期間の前後に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金　事案 1056

第１　委員会の結論

申立人の昭和 58 年６月から 60 年９月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 22 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 58 年６月から 60 年９月まで

昭和 58 年６月ごろにＡ市Ｂ区に転居した時に、同区役所で転居の手続と同時に国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、その後、３か月ごとに納付書により自宅近くの信用金庫で国民年金保険料と国民健康保険料を一緒に納付したと記憶している。その後、Ｂ区からＣ区に転居した後も、同様に納付したと記憶している。

申立期間について、納付した事実を認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成６年 12 月ごろにＤ社会保険事務所で払い出されたものと推認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である。

また、Ｂ社会保険事務所及びＣ社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧した結果、申立期間当時に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、Ａ市Ｂ区役所及び同Ｃ区役所において、国民年金に加入していた事実が確認できないことから、申立人に対して国民年金保険料の納付書が発行されることは考えられない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人はＡ市Ｂ区役所において国民年金と国民健康保険の加入手続を同じ窓口で行ったとしているが、申立期間当時における同区役所の窓口は異

なっていたことが確認でき、申立人の供述内容と一致しない。
　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金　事案 1057

第１　委員会の結論

申立人の昭和 38 年４月から 43 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 18 年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 38 年４月から 43 年３月まで

私が実家で母の経営する自営業を手伝っていた昭和 38 年４月ごろに、同居していた兄が私の国民年金の加入手続をしてくれた。家族の国民年金は、すべて兄が仕切っており、店には集金人が来ていたことも記憶している。

申立期間の国民年金保険料は、兄が納付していたはずなので、納付事実を認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年４月ごろに、実家で同居していた申立人の兄が申立人の国民年金の加入手続を行い、併せて申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人自身は関与しておらず、その兄は既に死亡しており、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳は、昭和 44 年２月４日に発行されたものであり、同手帳に記載された資格取得日（昭和 38 年４月 17 日）は、その時点からさかのぼって取得されたものと推認できる上、同手帳が発行された時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が所持する同手帳の国民年金印紙検認記録欄の検認印、申立人に係るＡ市役所の国民年金被保険者台帳及び社会保険庁の記録は、すべて昭和 43 年度から保険料を納付していることで一致しているほか、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間は５年間と長期間であり、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金　事案 1058

第１　委員会の結論

申立人の昭和 62 年２月、同年３月及び平成６年１月から同年３月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 11 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 62 年２月及び同年３月
　　　　　　　　　　②　平成６年１月から同年３月まで

私は自営業を営んでおり、昭和 60 年１月に国民年金に加入し、それ以降、定額保険料及び付加保険料を納付してきたが、申立期間の５か月分の付加保険料だけが未納となっている。付加保険料は、妻が毎月定められた金額をきちんと納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の妻が納付していたとして、申立人自身は関与しておらず、「定額保険料に付加保険料が加算された納付書を持って、毎月金融機関で納付した。」との申立人の妻の供述により、申立期間の保険料はその妻が納付していたものと推認できるものの、申立期間①については、社会保険庁の記録から申立人の国民年金の定額保険料は、過年度納付していることが確認できる上、申立人の妻の同期間の納付記録も過年度納付で一致しているほか、申立人のＡ市の国民年金被保険者名簿には、同期間の定額保険料のみが納付済みと記録されていることが確認できる。

また、申立期間②についても、社会保険庁の記録から申立人の国民年金の定額保険料は、過年度納付していることが確認できる上、申立人の妻も同期間のうち平成６年２月及び同年３月の定額保険料を過年度納付していることが確認できる。

さらに、付加保険料は、国民年金法第 87 条の２第４項に、「付加保険料は納期限までに納付しなければ、同条第３項の規定により付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなす。」旨規定されていることから、申立人の

妻は、申立期間①及び②について、社会保険事務所が発行した納期限経過後の過年度納付書では、国民年金の付加保険料を納付することができず、やむなく定額保険料のみを納付したものと推認できる。

加えて、申立人の妻が申立期間に係る国民年金の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金　事案1059

第１　委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和12年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和47年11月から48年10月まで

私は将来のことを考え、転職を繰り返していながらも、社会保障が途切れるようなことが無いよう常に心掛けており、この度の年金問題で初めて１年間の未納期間があることを知ったが、未納期間があるとは一度も通知されなかった。申立期間は、国民年金保険料を納めたはずなので、納付事実を認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、Ａ町に在住しており、同町の国民年金被保険者名簿の記録では、申立人の国民年金の資格記録は、昭和43年10月１日に初めて資格取得し、厚生年金保険に加入後、51 年１月に国民年金の資格を再取得していることが確認できる。また、同町の記録はＢ社会保険事務所が保管している特殊台帳（マイクロフィルム）の記録とも一致していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は国民年金保険料を納付することはできず、同期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和47年11月11日の厚生年金保険の資格喪失直後に申立期間に係る国民年金被保険者資格の再取得手続を行った記憶が無い上、国民年金保険料の納付状況が明確でなく、申立期間については、厚生年金保険又は国民年金のどちらに加入していたのか分からないと述べているほか、後からさかのぼって国民年金保険料を納付した記憶も無いとしている。

加えて、申立人には申立期間以外にも複数の未納期間が認められる上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない。
　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金　事案 1060

第１　委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から 61 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 39 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 60 年 11 月から 61 年３月まで

私は、離職した後、昭和 60 年 11 月 21 日にＡ市Ｂ区役所で厚生年金保険から国民年金へ切替手続をした。納付書が届いた段階で、期日ごとに銀行で支払をしてきたが、申立期間の５か月間だけが未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 11 月にＡ市Ｂ区役所において、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から 61 年５月に払い出されたことが確認でき、その時点から国民年金の資格取得日は厚生年金保険の資格喪失日までさかのぼって取得されたものと推認できる。

また、申立期間は過年度納付が可能な期間であり、社会保険庁の記録によると、昭和 62 年７月に申立期間に係る過年度納付書が作成されたことが確認でき、昭和 61 年度分は現年度納付であることから、これは申立期間に係る納付書と考えられるものの、申立人はさかのぼって国民年金保険料を納付した記憶が無い上、Ａ市の国民年金過年度納付記録簿及び社会保険庁の記録にも、申立人が過年度納付を行った形跡は見当たらず、公簿上に不自然さはみられない。

さらに、申立人には申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金　事案1061

第１　委員会の結論

申立人の昭和47年４月から59年６月までの国民年金保険料（昭和49年４月から59年６月までは付加保険料を含む）及び59年７月から61年７月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和22年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和47年４月から61年７月まで

私は、昭和49年４月にＡ市Ｂ区役所で元夫と一緒に加入手続をし、元夫の分と併せ二人分の国民年金保険料を２年間遡（さかのぼ）って納付した。49 年４月から59年６月までの期間については、毎月、国民年金の定額保険料及び付加保険料を元夫の分と一緒に銀行で納付していたのに、元夫だけが納付済みとなっている。59年７月から61年７月までの期間については、49年４月の国民年金加入時から、付加保険料を納付してきた。

申立期間の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年９月５日に払い出されており、59年７月から61年３月までの期間は、同年８月29日に過年度納付し、続く61年４月から同年７月までの期間については、同年９月に遡（さかのぼ）って納付していることが確認できる。これは、49 年に加入手続を行ってからは、毎月、保険料を納付していたという申立人の主張と一致せず、加入手続時に２年遡（さかのぼ）って納付したという申立人の記憶と一致することから、申立人は 61年８月ごろに国民年金の加入手続を行ったものとみられ、申立人の元夫（国民年金手帳記号番号の払出しは昭和50年10月ごろ）と同時に加入手続を行ったものとは考え難い。また、この時点では、申立期間のうち、59 年６月までの国民年金保険料は時効により納付できない上、当該期間に係る別の国

民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

　さらに、申立人は申立期間のうち、昭和47年４月から49年３月までの期間については、49 年４月に国民年金保険料を２年遡(さかのぼ)って申立人の元夫の分と併せてＡ市Ｂ区役所で過年度納付したとしているが、申立人の元夫も当該期間について納付記録が見当たらない上、同市では、過年度保険料の収納を行っておらず、区役所内の金融機関派出所においても過年度保険料の納付はできなかったと回答していることから、申立人が過年度納付したものとは考え難い。

2　申立期間のうち、昭和49年４月から61年７月までの期間については、申立人は国民年金の定額保険料と共に付加保険料を申立人の元夫の分と併せて銀行で納付したと主張しているが、付加保険料は、制度上、その申出をした日の属する月以降の各月について納付できることから、申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる61年８月より前の付加保険料は納付できない。

　また、申立人の元夫についても、社会保険庁及びＡ市共に昭和49年４月から61年７月までの期間に係る付加保険料の納付記録が同様に見当たらない。

3　申立人が申立期間のうち、昭和47年４月から59年６月までの期間について国民年金保険料を納付していたこと、及び59年７月から61年７月までの期間について付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料及び付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金　事案 1062

第１　委員会の結論

申立人の昭和 37 年１月から 38 年 12 月までの期間、40 年１月及び同年２月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男（死亡）
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　大正 11 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 37 年１月から 38 年 12 月まで
　　　　　　　　　　②　昭和 40 年１月及び同年２月

亡夫(申立人)は、家族のために一生懸命に働き、将来のことを考え、厚生年金保険に加入していない期間は国民年金に加入していたはずなので、未加入期間があることは納得できない。

（注）　申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録（年金記録）の訂正を求めて行ったものである。

第３　委員会の判断の理由

国民年金の加入手続及び保険料納付を自ら行っていたとする申立人は既に死亡しており、申立人の妻にも当時の状況について記憶が無く、申立人に係る国民年金の加入手続状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持していた年金手帳はオレンジ色で、同手帳には「再交付、Ａ県Ｂ」というスタンプが認められることから、Ｂ社会保険事務所から昭和 49 年 11 月以降に再発行されたものと推認でき、同手帳には、厚生年金保険の記号番号及び「初めて被保険者となった日（昭和 32 年９月２日)」の記載が見られるものの、国民年金手帳記号番号及び「初めて被保険者になった日」の記載が無いほか、申立人の妻は、申立人が国民年金手帳を所持していた記憶が無い。

さらに、Ｃ市及び社会保険庁の記録にも申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる形跡が見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間

であると認められる。
　加えて、Ｃ社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。
　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金　事案 957

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 10 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 51 年１月１日から同年５月 21 日まで

②　昭和 61 年 12 月 31 日から 62 年４月８日まで

申立期間①は、Ａ社に昭和 47 年４月から 51 年７月まで途中で退職することなく継続して勤務していた。

また、申立期間②は、Ｂ社に昭和 60 年９月から平成７年６月まで途中で退職することなく継続して勤務していた。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①について、複数の同僚は申立人が申立期間中にＡ社に勤務していたと供述しているものの、申立人に係る当該事業所における雇用保険の被保険者記録は、昭和 50 年 12 月 31 日に離職し、51 年５月 21 日に再度資格取得していることが確認でき、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日（離職日の翌日）及び再度の資格取得日の記録と合致している。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人を含む当該事業所において昭和 50 年 12 月時点で厚生年金保険の加入記録がある者 12 人のうち、事業主を除く 11 人は、申立人と同様に 51 年１月１日で同保険の被保険者資格を喪失し、このうちの 10 人は申立人と同様に同年５月 21 日に再度資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人と同様に昭和 51 年１月１日に厚生年金保険の被保険者資

格を喪失した11人のうち、連絡の取れた３人に照会したが、いずれも申立期間①における厚生年金保険料の控除についての記憶が無く、厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかった。

加えて、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和51年７月22日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は「当該事業所は既に倒産しており、当時の資料は残っておらず、当時の厚生年金保険の適用等については分からない。」としており、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料を得ることができない。

その上、雇用保険の被保険者記録から、申立期間①当時、申立人には求職者給付金が支払われたことが確認できる上、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は申立期間①において、当該事業所を昭和51年１月１日に被保険者資格を喪失した同僚９人と共に健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

なお、申立人が保管している昭和51年４月分の給料支給明細書には、保険料控除額の記載があるものの、当時の保険料率から判断すると、記載されている控除額は健康保険料又は厚生年金保険料の一方の保険料額に相当しているものの、記載内容からどちらの保険料かは判別ができず、また、申立人が保管している同年５月分の給料支給明細書には保険料の控除額が記載されていないことから、当該給料支給明細書により申立人が申立期間①において厚生年金保険料を控除されていたと推認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2　申立期間②について、申立人のＢ社における雇用保険の被保険者記録は、昭和61年12月30日に離職し、62年４月８日に再度資格取得していることが確認でき、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日（離職日の翌日）及び再度の資格取得日の記録と合致している。

また、社会保険事務所の記録によると、同僚５人は、申立人と同様に昭和61年12月31日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、このうち３人は申立人と同様に62年４月８日に、残りの３人は同年２月21日に再度資格を取得していることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、申立期間②当時、経営が厳しくなり、工場の従業員の半数程度を一旦解雇した旨供述しており、当時、当該事業所の社会保険事務を受託していた者も「昭和61年ごろは経営が思わしくなく工場従業員の人員整理を行い、厚生年金保険の被保険者の資格喪失手続を行った記憶がある。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成10年12月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主

は「資料が保存されておらず、厚生年金保険の適用等については担当者に任せていたので不明である。」としており、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料を得ることができない上、当時の上司は「申立期間②当時、従業員の人員整理をしたが、その後経営を持ち直して再度雇用したと記憶している。」と供述している。

その上、雇用保険の被保険者記録から、申立期間②当時、申立人には求職者給付金が支払われたことが確認できる上、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は申立期間②において、当該事業所を昭和61年12月31日に被保険者資格を喪失した同僚５人と共に健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

なお、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

３　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金　事案 958

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和３年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 36 年７月から 40 年５月１日まで

②　昭和 40 年５月２日から 43 年６月１日まで

③　昭和 44 年５月 31 日から 45 年 12 月 20 日まで

昭和 36 年７月、Ａ社にＢ職として採用され 45 年 12 月まで継続して勤務していたが、すべての申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立人の従事業務に関する申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①及び②中にＡ社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当時の事業主は、「申立人は勤務していたが、勤務期間については分からない。当時、厚生年金保険の適用については、事務担当者に任せていたので明確には分からないが、女子従業員は本人の希望等により厚生年金保険に加入させていたように思う。」と供述している上、複数の同僚は、昭和 40 年当時の従業員は 30 人以上であったとしているところ、社会保険事務所の記録上の厚生年金保険の被保険者数は最大でも申立期間①には 13 人、申立期間②には 21 人であることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 59 年６月１日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事務担当者も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等に

ついて確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

2　申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和37 年８月１日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①の一部は適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立期間①当時、申立人と一緒に勤務していたとする同僚は、当該事業所が適用事業所となった約３年後の申立人とほぼ同時期である 40 年７月１日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、この間の保険料控除についての記憶は無い。

また、申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、申立人は、当該事業所において昭和 40 年５月１日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年５月２日に資格を喪失した後、43 年６月１日に再度資格を取得しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、40 年５月２日に被保険者資格を喪失した際に同年５月27 日に健康保険被保険者証を返納した記録が確認できる。

さらに、申立期間③について、複数の同僚は、「勤務期間は定かでないが、申立人は唯一のＣ職として勤務していた。」と供述しているところ、昭和 43年９月から 55 年までＣ職であったとする同僚は、「Ｃ職は自分一人で、申立人は勤務していなかった。」と供述している上、申立人の住民票の記録によると、申立人は申立期間③当時、当該事業所の所在地には居住していなかったことが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、すべての申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、申立人に係る当該事業所での雇用保険の加入記録も存在しない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金　事案959

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和５年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和38年12月29日から39年２月１日まで

昭和38年４月１日から39年１月末までＡ省Ｂ局Ｃ部Ｄ出張所に非常勤職員として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ省Ｂ局Ｃ部が保管する非常勤職員任用申請書及び人事異動通知書には、申立人のＡ省Ｂ局Ｃ部Ｄ出張所における任用予定期間は、昭和38年４月１日から39年１月31日までとなっているものの、申立人に係る非常勤職員勤務記録票によると、任用の終期は38年12月28日と記録されている。

また、当該非常勤職員勤務記録票によると、「健保・厚年関係」欄に昭和38年４月１日資格取得、同年12月29日資格喪失と記載されており、社会保険事務所が保管する当該事業所における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日の記録と一致している上、申立人が申立期間に健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人が非常勤職員として勤務していたことを覚えている。当時、非常勤職員の雇用期間は４月から翌年の１月までの10か月であったと記憶しているので、申立期間に勤務していたと思う。」と供述しているものの、社会保険事務所の記録によると、申立人と一緒に同種作業に従事していた男性同僚５人は、いずれも申立人と同様に、昭和38年４月１日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月29日に同

保険の資格を喪失していることが確認できる上、当該同僚のうち一人は、「当時、雇用予定期間が短縮されることがあった。」と供述している。

加えて、当該事業所では、当該非常勤職員勤務記録票のほかに申立人に係る勤務に関する記録は無く、申立期間の勤務実態について確認できないとしている上、前述の男性同僚５人のうち二人は申立期間に国民年金に加入し、そのうちの一人は保険料を納付していることが確認できる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金　事案960

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和４年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和32年６月23日から36年10月１日まで

昭和32年６月23日にＡ社に入社し、健康保険組合には33年５月10日から加入しているが、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は36年10月１日となっており、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人から提出されたグループ会社が保管するＡ社の入社日の記載のある人員名簿及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間にＡ社に勤務していたことは推認できるが、当該人員名簿に記載されている申立人の厚生年金保険の整理番号は、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和36年10月１日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した整理番号と一致している。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和54年８月１日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、グループ会社であるＢ社においても人員名簿以外に当時の資料は保存されておらず、申立人の厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、当該人員名簿及び供述により入社時期が確認できた同僚10人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、入社後２か月から約９年後となっている上、当時の取締役は「当時、健康保険や雇用保険は、入社後間もなく加入手続を行っていたが、厚生年金保険については加入より手取額を多くすることを望む従業員もいたことから一律には加入手続を行わず、未

加入者の保険料も控除していなかったと記憶している。」と供述している。

加えて、当該事業所に係るＣ健康保険組合においても、申立期間当時、健康保険の加入手続のみを行い、厚生年金保険の加入手続を同時には行わない事業所が多かったとしている上、当該同僚の一人は「入社から１年後に厚生年金保険に加入しているが、加入するまで保険料が控除された記憶は無い。」と供述している。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金　事案961

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和22年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和56年１月ごろから同年11月ごろまで

昭和56年１月ごろから同年11月ごろまで、Ａ社又はＢ社が経営していたＣ店に勤務していたが、社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険被保険者としての記録が無いと回答を受けた。

昭和56年６月から同年10月までの給料袋及び同年８月の賞与支給票があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人から提出されたＡ社の昭和56年６月から同年10月までの給与の明細等の記載が無い給料袋及び同年８月の賞与支給票、同僚の供述及び当該事業所の清算人が「Ｃ店はＡ社が経営していた。」という供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がＡ社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、Ａ社は、社会保険事務所の記録により平成６年６月８日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、商業登記簿謄本により15年11月10日に解散、16年６月30日に清算結了していることがそれぞれ確認できることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立期間においてＡ社の被保険者であり、申立期間当時の事業主の弟であるＡ社の清算人に照会したところ、「Ｃ店は後に火災で賃金台帳等を焼失してしまったため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる資料は残っていないが、私が保管しているＡ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書より、申立期間当時の記録を確認したが、申立人の名前は無かったので、厚生年金保険には加入させていなかったも

のと思う。当時は入社しても直ぐに退職する者も多く、正社員については個人ごとに厚生年金保険に加入する時期を判断しており、アルバイトについては加入させていなかった。加入していない者からは保険料も控除していないので、申立人はアルバイトとしての雇用であったか、又は厚生年金保険に加入させる前に退職したのではないかと思う。」との回答があった。

さらに、申立人は同僚の氏名を正確に記憶していないことから、社会保険事務所の記録により、申立期間前後にＡ社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた者13人に照会したところ、10人から回答が得られたが、このうち３人が「当該事業所では、正社員のみが厚生年金保険に加入して、アルバイトは同保険に加入していなかった。」と供述していること、及び４人が「私は正社員として入社したが、採用直後からは厚生年金保険には加入していなかった。」と供述していることから判断すると、申立人はアルバイトであったか、若しくは、正社員であっても短期間の勤務で厚生年金保険に加入する前に退職したものと考えられる。

加えて、当該事業所の清算人から提出された申立期間に係るＡ社における健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書と社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は一致しており、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金　事案 962

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 15 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 30 年７月から 36 年７月まで

社会保険事務所にＡ社（現在は、Ｂ社）に係る厚生年金保険の加入期間を照会したところ、当該事業所は厚生年金保険の適用の形跡が無いとの回答であった。しかし、自分は申立期間に勤務していたのは間違いないし、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険の適用についてＢ社に照会したところ「申立期間当時の資料は無く、採用の古い従業員にも申立期間当時のことについて確認したが、具体的に記憶している者はいない」と回答しており、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚 15 人のうち、所在が確認できた二人及び社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿から抽出した一人に照会したところ、３人から回答を得られたが、このうち二人は「社員には試用期間等はなく、採用と同時に厚生年金に加入していたはずだ。」と供述しているものの、申立人については、３人共記憶していないと回答しており、これらの者から申立人の申立内容を裏付ける供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間に申立人の名前は記載されておらず、同名簿において健康保険の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料が無い上、申立人も、厚生年金保険料を給

与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。
　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金　事案 963

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 15 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 30 年４月１日から 31 年１月１日まで

厚生年金保険の加入期間について照会申出書（特別便）を社会保険事務所に提出したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

中学校卒業後、昭和 30 年４月１日にＡ社に見習いとして入社した。当該事業所は 34 年７月に倒産してしまったが、入社の時から厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間においてＡ社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人、及び社会保険事務所の記録から申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者３人に照会したところ、回答があった５人のうち３人が、「厚生年金保険は、入社後、数か月を経てから加入させてもらった。」と供述している上、上述３人について、本人が記憶している当該事業所に入社した時期と厚生年金保険の被保険者資格取得時期との関係をみると、入社時期から資格取得日までは、一律ではなく、従業員ごとに異なる（入社後６か月から１年１か月）ことが確認できる。

このことから、当該事業所は、何らかの基準により、従業員ごとに厚生年金保険の加入時期について判断し、採用後、一定期間をおいて厚生年金保険の被

保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと推測され、事業主が、申立人について、採用から一定期間をおいてから厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行った可能性を否定できない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金　事案964

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和６年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和28年２月１日から同年３月18日まで

②　昭和28年４月１日から35年５月１日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、私は脱退手当金を受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約５か月後の昭和35年10月21日に支給決定されているほか、社会保険業務センターに保管されている申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったところ、申立人は、当時、すぐに再就職しようとは考えていなかったと回答している上、申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金　事案965

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和４年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和36年５月１日から41年５月１日まで

申立期間はＡ社Ｂ支店（現在は、Ａ社Ｃ支店）に臨時社員として勤務しており、Ｄ業務を行っていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚等の供述から判断すると、申立人が、期間を特定することはできないものの、Ａ社Ｂ支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、Ａ社Ｃ支店及びＥ健康保険組合に照会したところ、いずれも、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況等については確認できなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚３人のうち、個人が特定できるとともに生存が確認された一人は、「自分がＡ社Ｂ支店に入社したのは昭和35年か36年であったが、最初の１、２年間は臨時社員であったため厚生年金保険に加入しておらず、同社Ｆ支店に異動してから同保険に加入した。」と供述している上、社会保険事務所の記録によれば、同人が同社Ｆ支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは昭和37年４月１日であることが確認できるとともに、同日以前に同社Ｂ支店で同保険の被保険者であった形跡は無い。一方、当該同僚３人のうち他の一人は、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できるものの既に死亡しているほか、別の一人は、申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができないことから、これらの者から当該事業所における同保険の適用状況について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された 12 人に照会したところ、回答があった８人のうち５人については、社会保険事務所の記録により、自身が記憶する入社時期から、１年 10 か月後から５年６か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、当該５人のうち一人は、「自分は、入社時には臨時社員であったため、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているほか、他の一人も、「入社時には臨時社員であった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、臨時社員として採用した者について、採用後、一定期間をおいて厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金　事案966

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和43年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和63年９月30日から同年10月１日まで

昭和61年４月９日からＡ社Ｂ事業所にＣ職として勤務し、63年９月30日付けで退職したが、社会保険庁の記録では同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっており、同年９月について同保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社に照会したものの、当時の資料は廃棄されているため、申立人の同社Ｂ事業所における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができなかった。

また、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された21人に照会したところ、回答があった10人のうち８人は、「申立人と一緒に勤務した記憶は無い。」と供述しているほか、申立人と一緒に勤務していたとの供述が得られた二人も、「一緒に勤務した期間までは記憶していない。」と供述しており、申立人が昭和63年９月30日まで当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における離職日は昭和63年９月29日であることが確認できることから、当該事業所

では、申立人が同日付けで退職したものとして取り扱っていたことがうかがわれ、ほかに申立人が同年９月 30 日まで当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金　事案967

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和15年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和33年３月16日から34年２月１日まで

昭和33年３月にＡ社に採用され、研修を受けた後、同社Ｂ支店Ｃ営業所に配属となったが、34 年２月に正職員となってＤ共済組合員となるまでの申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｅ社が保管する申立人の履歴カードにより、申立人が昭和33年12月１日にＡ社Ｂ支店Ｃ営業所において試用員の発令を受けたことが確認できることから、申立人は、申立期間のうち同日以降の期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が所属するＢ支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 10 月１日であり、申立期間においては同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、Ｅ社に照会したところ、「当時のＡ社が、試用員や臨時雇用員に係る厚生年金保険の加入について定めた事務処理規程の施行は昭和 38 年 10 月１日であることから、申立期間は、当該事業所が同規程に基づいて厚生年金保険適用事業所としての届出を行う以前の期間であるため、同日以前に同保険料を給与から控除することは無い。」との回答があり、ほかに当該事業所が申立期間当時、厚生年金保険の適用を受けていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚に照会したところ、「申立人とは同期採用であり、申立期間において一緒に勤務していた。」との供述は得られたものの、社会保険事務所の記録によると、同人は申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡が無い上、当該期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料や供述は得られなかった。

加えて、当該同僚は、申立期間当時、申立人以外に一緒に勤務していたとする者を５人挙げているが、このうち同人が氏名を記憶していた３人については、社会保険事務所の記録によると、いずれも、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の二人については、同人が姓しか記憶していないため個人を特定することができないことから、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することはできなかった。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金　事案968

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和10年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和28年４月１日から同年８月１日まで
②　昭和28年８月から29年２月１日まで
③　昭和29年５月から32年８月26日まで

申立期間①は、Ａ事業所に臨時職員として勤務し、Ｂ業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、昭和28年８月から29年４月までＣ社（現在は、Ｄ社）に臨時職員として勤務し、Ｅ業務等に従事していたにもかかわらず、当該期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③は、Ｆ社Ｇ支店（現在は、Ｈ社Ｉ支店）に臨時職員として勤務し、Ｊ業務等に従事していたが､厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①については、Ａ事業所が保管する人事記録により、申立人が当該事業所に臨時嘱託職員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「人事記録によると、申立人は繁忙期だけの条件付き採用者であり、給与も日額支給であったことが確認できることから、厚生年金保険料も控除していなかったと考えられる。」との回答があり、申立人について厚生年金保険が適用されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、申立人が、高等学校の同級生で当該事業所に一緒に採用されて同じ業務に従事していたとする同僚は、社会保険事務所の記録によると、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、同人に

照会したところ、「申立期間①における当該事業所での勤務は、作業の繁忙期に人手を確保するための、勤務期間があらかじめ定められたアルバイトのようなものであり、厚生年金保険料も給与から控除されていなかった。自分や申立人が厚生年金保険に加入していないのはそのためである。自分はその後、当該事業所で正職員として勤務していたので、そのような取扱いがあったことを承知している。今回、第三者委員会から照会があったため、申立人にも当該事情を伝えようとしたが、連絡が取れなかった。」との供述が得られた。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された６人に照会したところ、回答があった５人において、申立人と同様に繁忙期の臨時嘱託職員でありながら厚生年金保険に加入していた者は確認できず、また、繁忙期の臨時嘱託職員を同保険に加入させていたことをうかがわせる供述も得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、繁忙期の臨時嘱託職員について、厚生年金保険に加入させない取扱いがあったものと考えるのが妥当である。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2　申立期間②については、申立人と同期入社の同僚の供述から判断すると、申立人が、当該期間においてＣ社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、Ｄ社に照会したものの、当時の資料は廃棄されているため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が、申立期間②以前から当該事業所に勤務し、申立人を当該事業所に紹介したとする者は、個人が特定できないことから、同人から申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間②前後において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認できた者６人に照会したところ、回答があった４人のうち二人は、いずれも、申立人と同様に「臨時職員としてＥ業務に従事していた。」と供述しており、両人が記憶する入社時期も申立人と同時期であるものの、社会保険事務所の記録によると、同保険被保険者資格の取得年月日は申立人と同日の昭和 29 年２月１日であることが確認できる上、両人から、同日以前の期間において同保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料や供述は得られなかった。

加えて、当該二人が申立人以外に当該作業に従事していた同期入社の者

として名前を挙げた二人も、社会保険事務所の記録によると、いずれも、昭和29年２月１日に被保険者資格を取得したことが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、28年８月にＥ業務担当の臨時職員として採用した者について、29年２月１日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行ったものと考えられる。

3　申立期間③については、申立人が保管する臨時作業員雇用書により、申立期間③のうち昭和29年10月４日から同年10月23日までの期間において、期間の定めのある臨時作業員としてＦ社Ｇ支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間③から約１年経過した昭和33年７月１日であることが確認できる上、事業主に照会したところ、「当時、厚生年金保険の適用事業所となる前のＦ社Ｇ支店の臨時職員については、厚生年金保険に加入させていなかった。」との回答があり、申立人が厚生年金保険の適用を受けていたことを裏付ける資料や供述は得られなかった。

また、申立人が当時一緒に勤務していたとする同僚４人のうち個人が特定できた３人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも、申立期間③において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、このうち生存が確認された一人に照会したものの、申立期間③において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。さらに、当該３人のうち他の二人はいずれも既に死亡しており、また、申立人が挙げた同僚４人のうち別の一人については、申立人が姓しか記憶していないため個人が特定できないことから、これらの者から申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

4　各申立期間に係る厚生年金保険料が各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

5　このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として同保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金　事案969

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和29年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和51年４月１日から同年11月30日まで
　　　　　　　　　　②　昭和52年９月１日から53年３月31日まで

申立期間①は、Ａ社に勤務し、Ｂ町やＣ町でＤ業務をしていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、Ｅ社に勤務し、Ｆ営業所でＧ業務をしていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、Ａ社は昭和56年７月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間①当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者９人に照会したところ、回答があった７人は、いずれも、「申立人については知らない。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間①において当該事業所で勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、上述の被保険者７人のうち、Ａ社本部において管理・統括業務

に従事していたとの供述が得られた一人は、「Ｄ業務従事者は厚生年金保険に加入させておらず、同保険料も給与から控除していなかった。」と供述しているほか、同社の地方支社で管理業務に従事していたとの供述が得られた他の一人も、「Ｄ業務部門の従業員は個人事業主扱いであったため、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している。

その上、雇用保険の被保険者記録において、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない上、同記録によると、申立人が、申立期間①のうち昭和 51 年５月 10 日から同年 11 月 30 日までの期間において、申立期間②において勤務していたと主張するＥ社において同保険の被保険者であったことが確認できることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

なお、社会保険事務所が保管するＡ社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

２　申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、Ｅ社は昭和 56 年７月 11 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したものの、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況を裏付ける供述や資料は得られなかった。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人が申立期間②より前の昭和 51 年５月 10 日から 52 年８月 30 日までの期間において、当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる上、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚に照会したところ、「申立人が自分の助手であった期間は昭和 51 年からであり、申立期間②においては別の者が助手であった。」との供述が得られたほか、同人が申立期間②において助手であったとする者に照会したところ、「自分は昭和 52 年 10 月ごろから１年間ほど同人と一緒に勤務していた。」との当該同僚の供述を裏付ける供述が得られたことから判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたのは、雇用保険の被保険者記録どおり、52 年８月 30 日以前の期間であったと考えることが妥当である。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 52 年９月１日であることが確認できる上、申立人が挙げた上述の同僚の当該事業所における同保険の被保険者資格取得日も同日であることが確認できるとともに、同人に照会したところ、「当該事業所が厚生年金保険の適用を受けたのは昭和 52 年９月であり、このため、自分も申立人と一緒に勤務していた期間においては同保険料を給与から控除されたことは無く、同保険には加入していなかったと認識している。」との供述が得られた。

さらに、社会保険事務所の記録により、昭和 52 年９月１日に当該事業所

で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された５人に照会したものの、申立人が申立期間②において勤務していたことを裏付ける供述は得られなかったほか、当該事業所が同保険の適用事業所となる以前に同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述も得られなかった。

３　両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

４　このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金　事案 970

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 10 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 37 年４月から同年 12 月まで

昭和 37 年４月から同年 12 月末ごろまで、A社で勤務し、B業務に従事していた。

給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び申立人がA社に勤務していた時に撮影されたとする写真の内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、当該事業所の前身であるC社は、昭和 36 年２月 15 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事業所については、38 年６月１日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることから、申立期間は、C社及び当該事業所のいずれにおいても、厚生年金保険の適用事業所に該当しない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が名前を挙げた同僚３人のうち一人は、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に名前を確認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない上、残りの同僚二人は、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に名前が無い。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿では、C社及び当該事業所の同名簿のいずれにも名前が記載されている者が計６人確認でき、これらは、C社から当該事業所に継続して勤務していたと考えられるところ、これら同僚６人は、社会保険事務所の記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなってから当該事業所が厚生年金保険の適用

事業所に該当するまでの期間について、全員、厚生年金保険に加入した形跡が無く、申立期間の厚生年金保険の加入を確認できない。

加えて、C社から当該事業所に継続して勤務していたとする同僚二人（うち、一人は当該事業所の取締役）からは、「A社の前身のC社は、昭和 36 年２月ごろ、発注元の請負代金不払いにより倒産した。事業は、倒産後も継続して行っており、その後、A社と社名を一字変えて会社を再建した。申立期間について、厚生年金保険料を控除されていたか否か記憶に無いが、申立期間は会社が倒産して間もないころであり、経営的に厳しかったことから、厚生年金保険料を社会保険事務所に納付することができず、厚生年金保険に加入していなかったのだと思う。」との供述があった。

その上、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、昭和 41 年２月１日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は既に死亡しているほか、申立期間当時の社会保険事務の担当者も病気療養中のため、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができなかった。

なお、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。